

令和7年5月27日

記者発表資料

総務部
財政部

令和7年第3回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (1件)

- ① 令和7年度徳島市一般会計補正予算 (第2号)

2 条例議案 (4件)

- ① 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (5件)

- ① 市道路線の廃止について《2路線》
- ② 市道路線の認定について《12路線》
- ③ 財産の取得について《災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (II型) 1台》
- ④ 財産の取得について《学習支援用タブレット端末》
- ⑤ 北島町との間における事務の受託について

4 報告 (14件)

- ① 令和6年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《財産管理事業 等 計69件 繰越額 6,533,429千円》
- ② 令和6年度徳島市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《衛生対策設備整備事業 繰越額 98,296千円》
- ③ 令和6年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《水道管路緊急改善事業 等 計5件 繰越額 1,379,809千円》
(うち事故繰越 1件 1,298千円)
- ④ 令和6年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計4件 繰越額 1,828,766千円》
(うち事故繰越 1件 3,341千円)
- ⑤ 専決処分の報告について《調停案の受諾について (家屋明渡等:住宅課)》

- ⑥ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：東部環境事業所業務課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路維持課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路維持課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路維持課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路維持課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：道路建設課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：総務課）》

令和7年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第2号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	43,246,172	70,974	43,317,146
13 分担金及び負担金	353,091	△105,000	248,091
15 国庫支出金	26,701,929	6,470	26,708,399
16 県支出金	9,917,453	128,000	10,045,453
19 繰入金	3,510,837	332,528	3,843,365
歳入合計	125,329,220	432,972	125,762,192

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	58,634,205	135,305	58,769,510	67,500			67,805
4 衛生費	11,643,913	285,617	11,929,530	1,650			283,967
8 土木費	13,205,144	12,050	13,217,194	4,820			7,230
歳出合計	125,329,220	432,972	125,762,192	73,970			359,002

《歳出款別事業別》

◎ 民生費	【 135,305千円】
(1) 教育・保育給付費負担金	135,000千円
(2) 保育所等事務費	305千円
◎ 衛生費	【 285,617千円】
(1) 健康管理システム整備事業費	1,650千円
(2) 高齢者等定期予防接種費	283,967千円
◎ 土木費	【 12,050千円】
(1) 大規模下水道管路特別重点調査等事業費	12,050千円

令和7年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）

(1) 教育・保育給付費負担金〈子ども政策課〉	135,000千円
(2) 保育所等事務費〈子ども保育課〉	305千円
(3) 健康管理システム整備事業費〈健康長寿課〉	1,650千円
(4) 高齢者等定期予防接種費〈健康長寿課〉	283,967千円
① 新型コロナワクチン接種費 205,186千円	
② 帯状疱疹ワクチン接種費 78,781千円	
(5) 大規模下水道管路特別重点調査等事業費〈河川水路課〉	12,050千円

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
125,329,220千円	432,972千円	125,762,192千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	増減額
6月 補正計上額	646,051	432,972	△ 213,079
6月 補正後予算額	116,056,761	125,762,192	9,705,431

令和7年第3回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 徳島市職員定数条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 定数外の職員の改正

行財政改革推進プラン2025における取組等を勘案し、定数外の職員について次のとおり改正する。

(1) 定数外の職員は、次に掲げる者とする。

ア 休職者又は育児休業（産前産後休暇を含む。）をしている職員（いずれも代替として正規職員が配置されている者に限る。）

イ 他の地方公共団体に派遣されている職員（人事交流等により当該地方公共団体と相互に職員を派遣している場合に限る。）

ウ 消防局又は消防署の職員であって採用から1年を経過しない者（当該期間中に消防学校の行う教育訓練に派遣される者に限る。）

(2) 前記(1)のアに掲げる職員が復職等をした場合に職員の定数を超えることとなるときは、復職等から1年を超えない期間に限り、当該復職等をした職員の数を定数外とする。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

② 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い、次のとおり改正する。

1 公示送達の改正

公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び公示事項を掲示場に掲示し、又は庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置による方法（現行 掲示場に掲示する措置による方法）により行うこととする。

2 個人住民税の改正

特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等であって控除対象扶養親

族に該当しない等の一定の要件を満たすもの)に係る特別控除が創設されることに伴い、所要の規定の整備をする。

3 たばこ税の改正

加熱式たばこに係る課税標準について、次のとおり換算方式を改正する。

紙巻たばこの本数に換算する方式			換算する加熱式たばこの方式別割合 (各方式により算出した本数を合算)		
			現行	令和8年 9月30日まで	令和8年 10月1日以後
旧方式	重量換算	加熱式たばこの重量 0.4グラムあたり で換算	0.5本	0.25本	
	小売価格換算	紙巻たばこ1本あたりの平均小売価格に対する加熱式たばこの小売価格で換算	0.5本	0.25本	
新方式	重量換算	加熱式たばこの重量 0.35グラムあたり で換算		0.5本	1.0本

4 軽自動車税の改正

廃車時又は標識再交付時に返納すべき標識を、紛失して返納できない者から徴収する弁償金について、廃車時には徴収しないこととする。

5 施行期日等

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行する。

ア 前記1の改正 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

イ 前記2の改正 令和8年1月1日

ウ 前記3及び4の改正 令和8年4月1日

(2) 所要の経過措置を講ずる。

③ 徳島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

児童福祉法の改正により乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されることに伴い、次のとおり改正する。

1 題名の改正

条例の題名を「徳島市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

2 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の新設

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、内閣府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）で定める基準とする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

④ 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い，補償基礎額等について次のとおり改正する。

1 補償基礎額の改正

(1) 公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を次のとおり改正する。

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間について支給すべき公務災害補償等に係る補償基礎額を，平均4.60%引き上げる。

イ 令和7年4月1日以後の期間について支給すべき公務災害補償等に係る補償基礎額を，前記アの額から平均2.59%引き上げる。

(2) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正する。

区分	現行	令和8年 3月31日まで	令和8年 4月1日以後
配偶者	217円	100円	廃止
子	334円	384円	434円
その他（参考）	217円	変更なし	変更なし

2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する

区 分		現 行	改正案
常時介護を 要する場合	介護に要する費用を支出した場合の 介護補償額の上限（参考）	177,950円	変更なし
	親族等により介護を受けた場合の介 護補償額	81,290円	85,490円

随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限（参考）	88,980円	変更なし
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	40,600円	42,700円

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、前記1の(1)のイは令和6年4月1日から、前記1の(1)のイ及び前記2は令和7年4月1日から適用する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。